

佐賀県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定により、包括外部監査人峰悦男の監査の事務を補助させることについて協議が調ったので、次のとおり告示する。

平成二十二年七月三十日

佐賀県代表監査委員 中 村 孝

一 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
古賀 利洋	佐賀市八戸溝三丁目八番一八―一号
白川 秀樹	鹿島市大字高津原七五〇番地
田村 浩司	佐賀市兵庫南一丁目一九番五号
盈 辰博	三養基郡基山町けやき台四丁目二七番地三
江口 克哉	鳥栖市土井町一九六番地五
藤原 林	佐賀市神野東一丁目一番一―三〇六号

二 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の事務を補助できる期間

平成二十二年八月一日から平成二十三年三月三十一日まで